

法人シート（概要説明書）

法人名	社会保険診療報酬支払基金			
------------	--------------	--	--	--

当省担当部局	保険局	担当課・室名	保険課
---------------	-----	---------------	-----

根拠法令	社会保険診療報酬支払基金法	沿革	昭和23年9月に根拠法令により特殊法人として設立され、平成15年10月に民間法人化
-------------	---------------	-----------	---

役員	役員総数 (官庁OB/役員数)	4/20	常勤役員数	4/5	非常勤役員数	0/15	監事	1/4
	職員総数 (22.4.1)	5,087	うち常勤 (22.4.1)	5,087	うち非常勤 (22.4.1)	0	役員報酬総額	83,216,898
	現役出向者 (役員/職員)	0/5	官庁OB (常勤職員)	8	官庁OB (非常勤職員)	0	官庁OB役員 報酬総額	64,809,729

目的
(何のために)

全国健康保険協会若しくは健康保険組合、市町村若しくは国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合、法律で組織された共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団(以下保険者という。)が、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、共済組合に関する法律又は私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定に基づいてなす療養の給付及びこれに相当する給付の費用について、療養の給付及びこれに相当する給付に係る医療を担当する者(以下診療担当者という。)に対して支払うべき費用(以下診療報酬という。)の迅速適正な支払をなし、あわせて診療担当者より提出された診療報酬請求書の審査を行うことをもつて目的とする。

対象
(誰/何を対象に)

被用者保険の保険者及び医療機関等

- 事務・事業内容**
(手段、手法など)
- ①療養の給付等に係る審査・支払業務・・・・・・・・基金法に基づく本来の事務
 - ②高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金(高齢者医療制度の見直しに併せ廃止)
 - ③医療施設等設備整備費助成事業(平成21年度限りの予算)
 - ④レセプトオンライン代行請求業務費等助成事業(平成21年度限りの予算)
 - ⑤後期高齢者医療制度関係業務(高齢者医療制度の見直しに併せ廃止)
 - ⑥前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整関係業務(高齢者医療制度の見直しに併せ廃止)
 - ⑦病床転換助成事業(平成24年度までの措置)
 - ⑧特定健康診査等決済代行業務
 - ⑨被扶養者情報通知経由事業(高齢者医療制度の見直しに併せ廃止)
 - ⑩高齢者医療運営円滑化等事業(平成22年度から実施主体を国に変更)
 - ⑪介護保険関係業務
 - ⑫老人保健関係業務(高齢者医療制度の実施に伴い制度は廃止、現在は経過措置のみ)
 - ⑬退職者医療関係業務(高齢者医療制度の実施に伴い制度は廃止、現在は経過措置のみ)
- 国からの要請に基づく事務

コスト	平成22年度予算見込額		人件費			
	事業費	11,774,267 百万円	}	職員構成	概算人件費	従事役職員数
	管理費	29,958 百万円		常勤職員	47,679,774 千円	5,162 人
	人件費	58,260 百万円		非常勤職員 (審査委員)	10,580,783 千円	4,466 人
	総計	11,862,485 百万円				

国からの財政支出額の推移(百万円)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計	18,306	35,279	38,976	286
特別会計	0	0	0	0
計	18,306	35,279	38,976	286
うち運営費交付金	0	0	0	0
うち施設整備費等補助金	0	0	0	0
うちその他の補助金等	0	0	0	0

法人シート（概要説明書）					
法人名		社会保険診療報酬支払基金			
当省担当部局		保険局	担当課・室名	保険課	
国との契約	随意契約（件数/金額（百万円））	/	/	/	-
	95%以上の落札率の契約（件数/金額（同））	/	/	/	-
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
法人支出予算額の推移（百万円）		0	0	0	0
法人支出の契約	随意契約（件数/金額（百万円））	174/15,747	172/17,551	/	-
	うち厚労省〇Bが在籍している企業・団体との契約（件数/金額（同））	/	/	/	-
	95%以上の落札率の契約（件数/金額（百万円））	7/206	4/162	/	-
	うち厚労省〇Bが在籍している企業・団体との契約（件数/金額（同））	/	/	/	-
利益剰余金（又は繰越欠損金）の推移（百万円）		-152,138	281,109	-	-
発生要因					
見直し案					
行政サービス実施コストの推移（百万円）		0	0	-	-
保有資産の内訳（百万円）	現・預金	63,451	82,872		-
	有価証券	0	0		-
	株式	0	0		-
	債券	0	0		-
	その他	0	0		-
	土地・建物	94,564	93,084		-
	その他	13,673	15,844		-
資本金		0	うち政府出資金	0	

【独立行政法人評価の評価結果及び第三者の意見】

評価・意見の主体	内 容
該当なし （特別民間法人）	

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	療養の給付等に係る審査・支払業務（保険課）		事業No	1		
類型	特定事業執行型（医療・福祉・検査・審査型）					
過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物	平成19年度 取扱件数 863,715千件 取扱金額 10兆5,800億円					
コスト	平成22年度予算額		人件費			
	事業費	28,274 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事役職員数
	人件費	56,396 百万円		常勤職員	45,815,363 千円	5,008 人
	総計	84,670 百万円		非常勤職員 (審査委員)	10,580,783 千円	4,466 人
平成19年度（決算額）		平成20年度（決算額）		平成21年度（予算額）		
これまでの予算額等（百万円）	87,914	87,314	86,315			
内訳	事務取扱費	77,009	76,429	72,413		
	役員会費	41	42	50		
	審査委員会費	8,420	8,377	11,399		
	施設費	819	811	808		
	積立金	1,624	1,655	1,645		
平成22年度の国からの財政支出見込額（百万円）	53					
平成19年度		平成20年度		平成21年度		
再委託金額（百万円）	該当なし	該当なし	該当なし			
再委託先（名称・件数）						
随意契約（件数/金額（同））	/	/	/			
うち厚労省〇日が在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	/	/	/			
95%以上の落札率の契約（件数/金額（同））	/	/	/			
うち厚労省〇日が在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	/	/	/			

【これまでの事業評価の評価結果及び事業評価の方法】

評価の主体	評価結果の内容
	事業状況報告書の作成、理事会への報告、官報告示
事業評価の方法	

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	療養の給付等に係る審査・支払業務（保険課）	事業No	1
類型	特定事業執行型（医療・福祉・検査・審査型）		

【現在抱えている課題】

		内 容
		支払基金と国保連の審査支払機関の見直しの中で整理。詳細は別紙。
事務・事業の必要性 （公共上の見地から確実に実施されることが必要な理由）		支払基金と国保連の審査支払機関の見直しの中で整理。詳細は別紙。
国の施策における位置付け		
廃止	廃止の可否	支払基金と国保連の審査支払機関の見直しの中で整理。詳細は別紙。
	廃止すると生じる影響	
	民間主体における実施状況	
民営化	民営化の可否	支払基金と国保連の審査支払機関の見直しの中で整理。詳細は別紙。
	事業性の有無とその理由	
	可 民営化を前提とした規制の可能性	
	民営化に向けた措置	
	否 理由	
地方公共団体への移管	移管の可否	支払基金と国保連の審査支払機関の見直しの中で整理。詳細は別紙。
	可 移管先	
	内容・理由	
否 理由		

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		療養の給付等に係る審査・支払業務（保険課）	事業No	1
類型		特定事業執行型（医療・福祉・検査・審査型）		
他法人への移管・一体的実施	移管の可否	支払基金と国保連の審査支払機関の見直しの中で整理。詳細は別紙。		
	可	移管先		
		内容・理由		
	否	理由		
		一体的実施の可否		
	可	一体的に実施する法人		
		内容・理由		
否	理由			
国の行政機関への移管	移管の可否	支払基金と国保連の審査支払機関の見直しの中で整理。詳細は別紙。		
	可	移管先		
		内容・理由		
		徹底した効率化の内容		
否	理由			
その他事務・事業の見直し (今後の事務・事業の効率化又は財政支出の削減に向けた取組等)		支払基金と国保連の審査支払機関の見直しの中で整理。詳細は別紙。		
参考	行政機関、他法人、自治体等における類似事業	[事業名称] 療養の給付等に係る審査・支払業務（国民健康保険） [実施主体] 都道府県国民健康保険団体連合会 [事業規模(百万円)] [実施状況]		
	行政機関、他法人、自治体、民間等との連携・役割分担	①地方厚生局（不正請求等） ②医師会、歯科医師会、薬剤師会（診療報酬等の請求に関する件、請求省令に関する件） ③健康保険組合連合会等保険者団体（医療費適正に関する取組）		
	諸外国における公的主体による実施状況			

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	療養の給付等に係る審査・支払業務（保険課）	事業No	1
類型	特定事業執行型（医療・福祉・検査・審査型）		

【これまでに受けた主な指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
別紙			

【過去に大きく報道された指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
[日付] [内容] 別紙			

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金（保険課）	事業No	2		
類型		特定事業執行型 その他（保険型）				
根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）		予算措置	関係する通知、計画等	平成19年度高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金について（平成20年12月25日 厚生労働省発保第1225005号）		
実施方法		<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： ） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）				
事務・事業概要	目的 （何のために）	平成20年4月1日から医療保険各法により、70歳代前半の者（現役並み所得者を除く。）の一部負担金を1割から2割に見直すとされたが、臨時の特例措置として国がその一部に相当する額を医療機関等に支払うこととされたことから、それを国に代わって支払う業務				
	対象 （誰/何を対象に）	医療機関等				
	事務・事業内容 （手段、手法など）	国から必要な額の交付を受け、診療報酬明細書から対象者を抽出の上、支払額を算出して医療機関等に支払う				
	事業の期限	平成22年度（1年延長）				
事業の沿革		[いつから実施] 平成20年3月 [実施主体の変遷] 民間法人 [途中で廃止していた期間の有無] 無				
事業の効果		70歳から74歳の医療費自己負担（1割→2割）を、平成20年4月から平成21年3月までの1年間を凍結し、さらに平成21年4月以降も1年間延長することとした。この激変緩和措置の延長に伴う経費として支払基金に「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」を交付				
活動実績 （成果物は別紙で一覧を提出）		【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
成果目標						
成果実績 （成果指標の目標達成状況等）		【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
			%			
パンフレット・報告書等の作成 （件数） （名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出）		【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金（保険課）		事業No	2		
類型	特定事業執行型 その他（保険型）					
過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物	平成20年度 取扱件数 20,206,034件 取扱金額 260億円					
コスト	平成22年度予算見込額		人件費（※概算人件費は、超過勤務手当相当額である。）			
	事業費	27,608 百万円	}	職員構成	概算人件費 （平均給与×従事職員数）	従事役職員数
	人件費	281 百万円		常勤職員	280,655 千円	— 人
	総計	27,889 百万円		非常勤職員	— 千円	— 人
平成19年度（決算額）		平成20年度（決算額）		平成21年度（予算額）		
これまでの予算額等（百万円）	18,072	53,056	28,294			
内訳	事務取扱費	14	613	568		
	指定公費負担医療費支出	—	21,640	27,560		
	繰入金	18,058	30,803	0		
	予備費	—	—	167		
平成22年度の国からの財政支出見込額（百万円）	—					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度			
再委託金額（百万円）	該当なし	該当なし	該当なし			
再委託先（名称・件数）						
随意契約（件数/金額（同））	/	/	/			
うち厚労省〇日が在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	/	/	/			
95%以上の落札率の契約（件数/金額（同））	/	/	/			
うち厚労省〇日が在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	/	/	/			

【これまでの事業評価の評価結果及び事業評価の方法】

評価の主体	評価結果の内容
事業評価の方法	

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金（保険課）	事業No	2
類型	特定事業執行型 その他（保険型）		

【現在抱えている課題】

		内 容	
		高齢者医療制度の見直しに併せ廃止。	
事務・事業の必要性 (公共上の見地から確実に実施されることが必要な理由)		高齢者医療制度の見直しに併せ廃止。	
国の施策における位置付け			
廃止	廃止の可否	高齢者医療制度の見直しに併せ廃止。	
	廃止すると生じる影響		
	民間主体における実施状況		
民営化	民営化の可否	高齢者医療制度の見直しに併せ廃止。	
	可	事業性の有無とその理由	
		民営化を前提とした規制の可能性	
		民営化に向けた措置	
	否	理由	
地方公共団体への移管	移管の可否	高齢者医療制度の見直しに併せ廃止。	
	可	移管先	
		内容・理由	
否	理由		

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金（保険課）	事業No	2
類型		特定事業執行型 その他（保険型）		
他法人への移管・一体的実施	移管の可否	高齢者医療制度の見直しに併せ廃止。		
	可	移管先		
		内容・理由		
	否	理由		
		一体的実施の可否		
	可	一体的に実施する法人		
		内容・理由		
否	理由			
国の行政機関への移管	移管の可否	高齢者医療制度の見直しに併せ廃止。		
	可	移管先		
		内容・理由		
		徹底した効率化の内容		
	否	理由		
その他事務・事業の見直し (今後の事務・事業の効率化又は財政支出の削減に向けた取組等)		高齢者医療制度の見直しに併せ廃止。		
参 考	行政機関、他法人、自治体等における類似事業	[事業名称] 高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金 [実施主体] 都道府県国民健康保険団体連合会 [事業規模(百万円)] [実施状況]		
	行政機関、他法人、自治体、民間等との連携・役割分担			
	諸外国における公的主体による実施状況			

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金（保険課）	事業No	2
類型	特定事業執行型 その他（保険型）		

【これまでに受けた主な指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
なし			

【過去に大きく報道された指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
[日付]			
[内容]			

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		医療施設等設備整備費助成事業（総務課保険システム高度化推進室）			事業No	3
類型		助成事業等執行型（助成・給付型）				
根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）		補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 厚生労働省所管補助金等交付規則	関係する通知、計画等	平成21年度医療施設等設備整備費（レセプトオンライン化設備整備事業）の国庫補助について（厚生労働省発保1028第1号） 平成21年度医療施設等設備整備費助成事業の実施について（保発1028第1号）		
実施方法		<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： ） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）				
事務・事業概要	目的 （何のために）	診療報酬請求を電子化するため				
	対象 （誰/何を対象に）	保険医療機関及び保険薬局が電子レセプトを作成するために準備するレセプトコンピュータの購入やソフトウェア導入等に係る費用				
	事務・事業内容 （手段、手法など）	医療保険全体の効率化を図るため、医療機関・薬局から審査支払機関に提出されるレセプトについて、電子化するために助成する				
	事業の期限	平成22年3月31日までにレセプトコンピュータの購入又は、ソフトウェア等導入の契約を行った医療機関等に助成する。				
事業の沿革	[いつから実施] 平成21年12月 [実施主体の変遷] 民間法人 [途中で廃止していた期間の有無] 無					
事業の効果	レセプトの電子化を推進					
活動実績 （成果物は別紙で一覧を提出）	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
成果目標						
成果実績 （成果指標の目標達成状況等）	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
		%				
パンフレット・報告書等の作成 （名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出）	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	医療施設等設備整備費助成事業（総務課保険システム高度化推進室）		事業No	3		
類型	助成事業等執行型（助成・給付型）					
過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物	平成21年度限りの予算					
コスト	平成22年度予算見込額		人件費			
	事業費	百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事役職員数
	人件費	百万円		常勤職員	千円	人
	総計	百万円		非常勤職員	千円	人
平成19年度（決算額）		平成20年度（決算額）		平成21年度（予算額）		
これまでの予算額等（百万円）				19,627		
内訳	レセコン購入助成事業助成金				16,582	
	ソフトウェア導入等助成事業助成金				3,045	
平成22年度の国からの財政支出見込額（百万円）	-					
平成19年度		平成20年度		平成21年度		
再委託金額（百万円）						
再委託先（名称・件数）						
随意契約（件数/金額（同））	/	/	/			
うち厚労省〇日が在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	/	/	/			
95%以上の落札率の契約（件数/金額（同））	/	/	/			
うち厚労省〇日が在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	/	/	/			

【これまでの事業評価の評価結果及び事業評価の方法】

評価の主体	評価結果の内容
事業評価の方法	

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	医療施設等設備整備費助成事業（総務課保険システム高度化推進室）	事業No	3
類型	助成事業等執行型（助成・給付型）		

【現在抱えている課題】

		内 容	
事務・事業の必要性 (公共上の見地から確実に実施されることが必要な理由)		医療保険事務の効率化、医療サービスの質の向上につながるものであるため、レセプトの電子化（オンライン又は電子媒体による請求）を進めることが必要であるにも関わらず、レセプトの電子化は医療機関にとって直接メリットがあるものではないことから、保険医療機関等に対し、レセプトコンピュータの購入費用について助成を行うものである。 なお、昨年11月の省令改正により、レセプトコンピュータのリース期間に応じた猶予措置が講じられたこと、及び行政刷新会議事業仕分けの指摘を踏まえ、22年度予算については計上を見送っている。	
国の施策における位置付け			
廃止	廃止の可否		
	廃止すると生じる影響		
	民間主体における実施状況		
民営化	民営化の可否		
	可	事業性の有無とその理由	
		民営化を前提とした規制の可能性	
		民営化に向けた措置	
	否	理由	
地方公共団体への移管	移管の可否		
	可	移管先	
		内容・理由	
	否	理由	

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		医療施設等設備整備費助成事業（総務課保険システム高度化推進室）	事業No	3
類型		助成事業等執行型（助成・給付型）		
他 法 人 へ の 移 管 ・ 一 体 的 実 施	移管の可否			
	可	移管先		
		内容・理由		
	否	理由		
		一体的実施の可否		
	可	一体的に実施する法人		
		内容・理由		
否	理由			
国 の 行 政 機 関 へ の 移 管	移管の可否			
	可	移管先		
		内容・理由		
		徹底した効率化の内容		
	否	理由		
その他事務・事業の見直し (今後の事務・事業の効率化又は財政支出の削減に向けた取組等)		平成22年度医療施設等設備整備費助成事業においては、昨年11月11日の行政刷新会議ワーキンググループにおいて、「平成22年度予算への計上見送り」と評価されたこと、また、昨年11月25日の省令改正を踏まえ、計上を見送ったところである。		
参 考	行政機関、他法人、自治体等における類似事業		[事業名称] [実施主体] [事業規模(百万円)] [実施状況]	
	行政機関、他法人、自治体、民間等との連携・役割分担			
	諸外国における公的主体による実施状況			

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	医療施設等設備整備費助成事業（総務課保険システム高度化推進室）	事業No	3
類型	助成事業等執行型（助成・給付型）		

【これまでに受けた主な指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)

【過去に大きく報道された指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
[日付] 平成21年11月19日の刷新会議の事業仕分け [内容] 平成21年の補正予算の見直しで、当初の予算額約290億円から約196億円で減額されたこと、また平成22年度予算要求が見送りになった旨の報道された。			

事務・事業シート（概要説明書）						
事業名	レセプトオンライン代行請求業務費等助成事業 (総務課保険システム高度化推進室)				事業No	4
類型	助成事業等執行型（助成・給付型）					
過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物	平成21年度限りの予算					
コスト	平成22年度予算見込額		人件費			
	事業費	百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事役職員数
	人件費	百万円		常勤職員	千円	人
	総計	百万円		非常勤職員	千円	人
平成19年度（決算額）		平成20年度（決算額）		平成21年度（予算額）		
これまでの予算額等（百万円）					141	
内訳	レセプトオンライン代行請求事業助成金				20	
	事務取扱費				115	
	予備費				5	
平成22年度の国からの財政支出見込額（百万円）	-					
平成19年度		平成20年度		平成21年度		
再委託金額（百万円）						
再委託先（名称・件数）						
随意契約（件数/金額（同））	/	/	/	/	/	
うち厚労省〇日が在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	/	/	/	/	/	
95%以上の落札率の契約（件数/金額（同））	/	/	/	/	/	
うち厚労省〇日が在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	/	/	/	/	/	

【これまでの事業評価の評価結果及び事業評価の方法】

評価の主体	評価結果の内容
事業評価の方法	

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	レセプトオンライン代行請求業務費等助成事業 (総務課保険システム高度化推進室)	事業No	4
類型	助成事業等執行型（助成・給付型）		

【現在抱えている課題】

		内 容
事務・事業の必要性 (公共上の見地から確実に実施されることが必要な理由)		<p>昨年11月の省令改正以前は、電子媒体での請求は認めておらず、代行送信機関を利用したオンライン請求が義務付けられていたことから、初年度である21年度については代行送信機関に対し、オンライン請求への円滑な移行を目的として、代行送信費用の助成を実施しているところである。</p> <p>社会保険診療報酬支払基金は、他の代行送信機関（薬剤師会、国民健康保険団体連合会）と同様、助成対象機関となっている。</p> <p>なお、昨年11月の省令改正により、電子媒体での請求が認められたこと、及び行政刷新会議事業仕分けの指摘を踏まえ、22年度予算については計上を見送っている。</p>
国の施策における位置付け		
廃止	廃止の可否	
	廃止すると生じる影響	
	民間主体における実施状況	
民営化	民営化の可否	
	事業性の有無とその理由	
	可 民営化を前提とした規制の可能性	
	民営化に向けた措置	
否	理由	
地方公共団体への移管	移管の可否	
	可 移管先	
	内容・理由	
否	理由	

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		レセプトオンライン代行請求業務費等助成事業 (総務課保険システム高度化推進室)	事業No	4
類型		助成事業等執行型（助成・給付型）		
他法人への移管・一体的実施	移管の可否			
	可	移管先		
		内容・理由		
	否	理由		
		一体的実施の可否		
	可	一体的に実施する法人		
		内容・理由		
否	理由			
国の行政機関への移管	移管の可否			
	可	移管先		
		内容・理由		
		徹底した効率化の内容		
	否	理由		
その他事務・事業の見直し (今後の事務・事業の効率化又は財政支出の削減に向けた取組等)		平成22年度レセプトオンライン代行請求等業務費等助成事業においては、昨年11月11日の行政刷新会議ワーキンググループにおいて、「平成22年度予算への計上見送り」と評価されたこと、また、昨年11月25日の省令改正を踏まえ、計上を見送ったところである。		
参考	行政機関、他法人、自治体等における類似事業		[事業名称] [実施主体] [事業規模(百万円)] [実施状況]	
	行政機関、他法人、自治体、民間等との連携・役割分担			
	諸外国における公的主体による実施状況			

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	レセプトオンライン代行請求業務費等助成事業 <small>（総務課保険システム高度化推進室）</small>	事業No	4
類型	助成事業等執行型（助成・給付型）		

【これまでに受けた主な指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)

【過去に大きく報道された指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
[日付] [内容]			

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		後期高齢者医療制度関係業務（高齢者医療課）			事業No	5
類型		特定事業執行型（医療・福祉・検査・審査型）				
根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）		高齢者の医療の確保に関する法律 第139条第1項第2号	関係する通知、計画等			
実施方法		<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： ） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）				
事務・事業概要	目的 （何のために）	高齢者の医療の確保に関する法律第139条第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等の徴収及び後期高齢者支援金の交付することにより、高齢者医療制度の適正かつ円滑な実施を図るため。				
	対象 （誰/何を対象に）	医療保険の保険者及び後期高齢者医療広域連合				
	事務・事業内容 （手段、手法など）	<input type="checkbox"/> 保険者からの後期高齢者支援金等の徴収 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療広域連合に対する後期高齢者交付金の交付				
	事業の期限	なし				
事業の沿革		[いつから実施] 平成20年4月 [実施主体の変遷] 民間法人 [途中で廃止していた期間の有無] 無				
事業の効果						
活動実績 （成果物は別紙で一覧を提出）		【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
成果目標						
成果実績 （成果指標の目標達成状況等）		【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
			%			
パンフレット・報告書等の作成 （件数） （名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出）		【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		後期高齢者医療制度関係業務（高齢者医療課）		事業No	5	
類型		特定事業執行型（医療・福祉・検査・審査型）				
過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物		平成21年度（予算額） 5,413,305百万円				
コスト	平成22年度予算見込額		人件費			
	事業費	5,470,281 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事役職員数
	人件費	428 百万円		常勤職員	427,971 千円	41 人
	総計	5,470,709 百万円		非常勤職員	千円	人
		平成19年度（決算額）	平成20年度（決算額）	平成21年度（予算額）		
これまでの予算額等（百万円）			4,130,231	5,413,305		
内訳	通信費		12	12		
	旅費交通費		6	6		
	使用料及び賃借料		20	17		
	保守料		21	60		
	委託費		69	51		
平成22年度の国からの財政支出見込額（百万円）						
		平成19年度	平成20年度	平成21年度		
再委託	再委託金額（百万円）					
	再委託先（名称・件数）					
	随意契約（件数/金額（同））	/	/	/		
	うち厚労省〇日が在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	/	/	/		
	95%以上の落札率の契約（件数/金額（同））	/	/	/		
	うち厚労省〇日が在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	/	/	/		

【これまでの事業評価の評価結果及び事業評価の方法】

評価の主体	評価結果の内容
	<p>○毎事業年度終了後3ヶ月以内に、財務諸表（財産目録、貸借対照表及び損益計算書）を作成し、事業報告書及び決算報告書に関する監事の意見書を添付のうえ厚生労働大臣に提出し、承認を受けている。</p> <p>○大臣の承認後、遅滞なく財務諸表を官報に公告している。</p> <p>○監査法人による外部監査及び本部監事監査において、「業務処理については適正である。」旨の監査結果報告を受けている。</p>

事業評価の方法

--

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	後期高齢者医療制度関係業務（高齢者医療課）	事業No	5
類型	特定事業執行型（医療・福祉・検査・審査型）		

【現在抱えている課題】

		内 容	
事務・事業の必要性 （公共上の見地から確実に実施されることが必要な理由）		後期高齢者支援金等の徴収及び後期高齢者交付金の交付については、法令で定められた業務であり、制度運営上必要不可欠であることから、高齢者医療制度廃止までの間は実施。 なお、制度廃止後の新たな制度のあり方を検討するため、厚生労働大臣が主宰する「高齢者医療制度改革会議」において検討を進めており、その結果（本年末に取りまとめ予定）を踏まえて、新制度の下で本事業のあり方について検討する。	
国の施策における位置付け			
廃止	廃止の可否	否	
	廃止すると生じる影響	後期高齢者医療制度については廃止することとし、廃止後の新たな制度のあり方を検討するため、厚生労働大臣が主宰する「高齢者医療制度改革会議」において検討を進めており、その結果（本年末に取りまとめ予定）を踏まえて、新制度の下で本事業のあり方について検討する。	
	民間主体における実施状況		
民営化	民営化の可否	否	
	可	事業性の有無とその理由	
		民営化を前提とした規制の可能性	
		民営化に向けた措置	
	否	理由	同上
地方公共団体への移管	移管の可否	否	
	可	移管先	
		内容・理由	
否	理由	同上	

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		後期高齢者医療制度関係業務（高齢者医療課）	事業No	5	
類型		特定事業執行型（医療・福祉・検査・審査型）			
他 法 人 へ の 移 管 ・ 一 体 的 実 施	移管の可否	否			
	可	移管先			
		内容・理由			
	否	理由	同上		
	一体的実施の可否				
	可	一体的に実施する法人			
		内容・理由			
否	理由	同上			
国 の 行 政 機 関 へ の 移 管	移管の可否	否			
	可	移管先			
		内容・理由			
		徹底した効率化の内容			
否	理由	同上			
その他事務・事業の見直し (今後の事務・事業の効率化又は財政支出の削減に向けた取組等)					
参 考	行政機関、他法人、自治体等における類似事業	[事業名称] [実施主体] [事業規模(百万円)] [実施状況]			
	行政機関、他法人、自治体、民間等との連携・役割分担				
	諸外国における公的主体による実施状況				

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	後期高齢者医療制度関係業務（高齢者医療課）	事業No	5
類型	特定事業執行型（医療・福祉・検査・審査型）		

【これまでに受けた主な指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)

【過去に大きく報道された指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
[日付]			
[内容]			

事務・事業シート（概要説明書）						
事業名		前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整関係業務（高齢者医療課）			事業No	6
類型		特定事業執行型（医療・福祉・検査・審査型）				
根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）		高齢者の医療の確保に関する法律 第139条第1項第1号（第32条、第36条）	関係する通知、計画等			
実施方法		<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： ） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）				
		事務・事業概要		目的（何のために） 高齢者の医療の確保に関する法律第139条第1項第1号に規定する保険者から前期高齢者納付金等を徴収する業務及び保険者に対する前期高齢者交付金の交付業務、法第32条及びに規定する保険者間における前期高齢者の偏在による負担の不均衡の調整。		
		対象（誰/何を対象に） 医療保険の保険者		①保険者からの前期高齢者納付金等の徴収 ②保険者間の前期高齢者の偏在による負担の不均衡調整 ③保険者に対する前期高齢者交付金の交付		
		事務・事業内容（手段、手法など） ①保険者からの前期高齢者納付金等の徴収 ②保険者間の前期高齢者の偏在による負担の不均衡調整 ③保険者に対する前期高齢者交付金の交付		事業の期限		
事業の沿革		[いつから実施] 平成20年4月 [実施主体の変遷] 民間法人 [途中で廃止していた期間の有無] 無				
事業の効果						
活動実績 （成果物は別紙で一覧を提出）		【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
成果目標						
成果実績 （成果指標の目標達成状況等）		【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
パンフレット・報告書等の作成（件数） （名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出）			単位	H18年度	H19年度	H20年度

事務・事業シート（概要説明書）						
事業名	前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整関係業務（高齢者医療課）				事業No	6
類型	特定事業執行型（医療・福祉・検査・審査型）					
過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物	平成21年度（予算額） 2,999,150百万円					
コスト	平成22年度予算見込額		人件費			
	事業費	3,148,423 百万円	}	職員構成	概算人件費 （平均給与×従事職員数）	従事役職員数
	人件費	457 百万円		常勤職員	457,159 千円	45 人
	総計	3,148,880 百万円		非常勤職員	千円	人
平成19年度（決算額）		平成20年度（決算額）		平成21年度（予算額）		
これまでの予算額等（百万円）		2,443,099		2,999,150		
内訳	通信費		11		12	
	旅費交通費		5		6	
	使用料及び賃借料		22		21	
	保守料		15		41	
	委託費		63		29	
平成22年度の国からの財政支出見込額（百万円）						
		平成19年度	平成20年度	平成21年度		
再委託	再委託金額（百万円）					
	再委託先（名称・件数）					
	随意契約（件数/金額（同））	/	/	/		
	うち厚労省〇日が在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	/	/	/		
	95%以上の落札率の契約（件数/金額（同））	/	/	/		
	うち厚労省〇日が在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	/	/	/		

【これまでの事業評価の評価結果及び事業評価の方法】

評価の主体	評価結果の内容
	<p>○毎事業年度終了後3ヶ月以内に、財務諸表（財産目録、貸借対照表及び損益計算書）を作成し、事業報告書及び決算報告書に関する監事の意見書を添付のうえ厚生労働大臣に提出し、承認を受けている。</p> <p>○大臣の承認後、遅滞なく財務諸表を官報に公告している。</p> <p>○監査法人による外部監査及び本部監事監査において、「業務処理については適正である。」旨の監査結果報告を受けている。</p>

事業評価の方法

--

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整関係業務 (高齢者医療課)	事業No	6
類型	特定事業執行型（医療・福祉・検査・審査型）		

【現在抱えている課題】

		内 容	
事務・事業の必要性 (公共上の見地から確実に実施されることが必要な理由)		保険者からの前期高齢者納付金等の徴収、保険者に対する前期高齢者交付金の交付及び保険者間の前期高齢者の偏在による負担の不均衡の調整については、法令で定められた業務であり、制度運営上必要不可欠であることから、高齢者医療制度廃止までの間は実施。 なお、制度廃止後の新たな制度のあり方を検討するため、厚生労働大臣が主宰する「高齢者医療制度改革会議」において検討を進めており、その結果（本年末に取りまとめ予定）を踏まえて、新制度の下で本事業のあり方について検討する。	
国の施策における位置付け			
廃止	廃止の可否	否	
	廃止すると生じる影響	後期高齢者医療制度については廃止することとし、廃止後の新たな制度のあり方を検討するため、厚生労働大臣が主宰する「高齢者医療制度改革会議」において検討を進めており、その結果（本年末に取りまとめ予定）を踏まえて、新制度の下で本事業のあり方について検討する。	
	民間主体における実施状況		
民営化	民営化の可否	否	
	可	事業性の有無とその理由	
		民営化を前提とした規制の可能性	
		民営化に向けた措置	
否	理由	同上	
地方公共団体への移管	移管の可否	否	
	可	移管先	
		内容・理由	
否	理由	同上	

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整関係業務 (高齢者医療課)	事業No	6	
類型		特定事業執行型（医療・福祉・検査・審査型）			
他法人への移管・一体的実施	移管の可否	否			
	可	移管先			
		内容・理由			
	否	理由	同上		
	一体的実施の可否				
	可	一体的に実施する法人			
		内容・理由			
否	理由	同上			
国の行政機関への移管	移管の可否	否			
	可	移管先			
		内容・理由			
		徹底した効率化の内容			
否	理由	同上			
その他事務・事業の見直し (今後の事務・事業の効率化又は財政支出の削減に向けた取組等)					
参考	行政機関、他法人、自治体等における類似事業	[事業名称] [実施主体] [事業規模(百万円)] [実施状況]			
	行政機関、他法人、自治体、民間等との連携・役割分担				
	諸外国における公的主体による実施状況				

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整関係業務 (高齢者医療課)	事業No	6
類型	特定事業執行型（医療・福祉・検査・審査型）		

【これまでに受けた主な指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)

【過去に大きく報道された指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
[日付]			
[内容]			

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		病床転換助成事業（総務課医療費適正化対策推進室）			事業No	7
類型		助成事業等執行型（助成・給付型）				
根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）		高齢者の医療の確保に関する法律 附則第11条第1項	関係する通知、計画等			
実施方法		<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： ） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）				
事務・事業概要	目的 （何のために）	高齢者の医療の確保に関する法律附則第11条に規定する病床転換助成事業関係業務の適正かつ円滑な運用				
	対象 （誰/何を対象に）	医療保険の保険者及び都道府県				
	事務・事業内容 （手段、手法など）	保険者から病床転換支援金等を徴収し、都道府県に対し病床転換助成交付金を交付すること等				
	事業の期限	平成25年3月31日（法附則第2条・算定政令附則第5条）				
事業の沿革		[いつから実施] 平成20年4月 [実施主体の変遷] 民間法人 [途中で廃止していた期間の有無] 無				
事業の効果		保険者から病床転換支援金等を徴収し、都道府県に対し病床転換助成交付金を交付すること等により、保険者の負担が軽減される				
活動実績 （成果物は別紙で一覧を提出）		【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
		病床転換支援金徴収額				2,756百万円
成果目標		保険者から病床転換支援金等を徴収し、都道府県に対し病床転換助成交付金を交付すること等を確実に実施する				
成果実績 （成果指標の目標達成状況等）		【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
		病床転換支援金徴収率	%			100%
パンフレット・報告書等の作成 （件数） （名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出）		単位	H18年度	H19年度	H20年度	

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	病床転換助成事業（総務課医療費適正化対策推進室）		事業No	7		
類型	助成事業等執行型（助成・給付型）					
過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物	平成20年度（決算額）158百万円					
コスト	平成22年度予算見込額		人件費			
	事業費	567 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事役職員数
	人件費	19 百万円		常勤職員	19,476 千円	2 人
	総計	586 百万円		非常勤職員	千円	人
平成19年度（決算額）		平成20年度（決算額）		平成21年度（予算額）		
これまでの予算額等（百万円）		158	4,410			
内訳	通信費		1	2		
	印刷製本費		2	2		
	使用料及び賃借料		2	2		
	保守料		1	11		
	委託費		15	8		
平成22年度の国からの財政支出見込額（百万円）						
平成19年度		平成20年度		平成21年度		
再委託金額（百万円）						
再委託先（名称・件数）						
随意契約（件数/金額（同））	/	/		/		
うち厚労省〇日が在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	/	/		/		
95%以上の落札率の契約（件数/金額（同））	/	/		/		
うち厚労省〇日が在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	/	/		/		

【これまでの事業評価の評価結果及び事業評価の方法】

評価の主体	評価結果の内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・毎事業年度、財務諸表（財産目録、貸借対照表及び損益計算書）を作成し、これに事業報告書及び決算報告書に関する監事の意見書を添付のうえ、事業年度終了後3ヶ月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けている。 ・なお、厚生労働大臣申請に当たっては、理事会の議決を得ている。 ・また、大臣の承認後、遅滞なく財務諸表を官報に公告している。 ・監査法人による外部監査及び本部監事監査において、「業務処理については適正である。」旨の報告を受けている。

事業評価の方法

<ul style="list-style-type: none"> ・毎事業年度、財務諸表（財産目録、貸借対照表及び損益計算書）を作成し、これに事業報告書及び決算報告書に関する監事の意見書を添付のうえ、事業年度終了後3ヶ月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けている。 ・なお、厚生労働大臣申請に当たっては、理事会の議決を得ている。 ・また、大臣の承認後、遅滞なく財務諸表を官報に公告している。 ・監査法人による外部監査及び本部監事監査において、「業務処理については適正である。」旨の報告を受けている。
--

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	病床転換助成事業（総務課医療費適正化対策推進室）	事業No	7
類型	助成事業等執行型（助成・給付型）		

【現在抱えている課題】

内 容	
病床転換が、国の当初見込みよりかなり低調であること。	

事務・事業の必要性 （公共上の見地から確実に実施されることが必要な理由）	療養病床の再編成により、①患者のニーズに即した適切なサービスの提供、②医師、看護師など限られた人材の効率的な活用、③医療保険や介護保険の財源の効率的な活用による安定的な制度の運営が図られることから、転換を希望する医療機関に対しては保険者からも負担してもらった上で、確実に費用助成が行われる必要がある。
---	--

国の施策における位置付け	国が進める療養病床再編成において、①患者のニーズに即した適切なサービスの提供、②医師、看護師など限られた人材の効率的な活用、③医療保険や介護保険の財源の効率的な活用による安定的な制度の運営が図れる
---------------------	--

廃止	廃止の可否	否
	廃止すると生じる影響	約三千ある保険者と各都道府県が直接、請求、交付の事務を行うことにより、都道府県、保険者それぞれに事務が増大する。 なお、本制度は後期高齢者医療制度に基づき平成24年度までの措置として実施しているものであり、すぐに廃止するためには法律改正が必要。本制度の平成25年度以降のあり方については、新たな高齢者医療制度のあり方と並行して検討。
	民間主体における実施状況	なし

民営化	民営化の可否	否	
	可	事業性の有無とその理由	
		民営化を前提とした規制の可能性	
		民営化に向けた措置	
否	理由	強制徴収業務を含んでおり、民間主体による実施は困難	

地方公共団体への移管	移管の可否	否	
	可	移管先	
		内容・理由	
	否	理由	それぞれの保険者が、直接、都道府県に病床転換助成事業交付金を支払うこととなり、都道府県業務が増大するため都道府県の合意を得るの困難

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		病床転換助成事業（総務課医療費適正化対策推進室）	事業No	7
類型		助成事業等執行型（助成・給付型）		
他法人への移管・一体的実施	移管の可否	否		
	可	移管先		
		内容・理由		
	否	理由	強制徴収業務を含んでおり、民間主体による実施は困難	
	可	一体的実施の可否		
		一体的に実施する法人		
		内容・理由		
否	理由			
国の行政機関への移管	移管の可否	否		
	可	移管先		
		内容・理由		
		徹底した効率化の内容		
	否	理由	病床転換助成事業交付金は、保険者負担により都道府県に支払われるものであり、国が実施したとしても効率化効果は認められない。	
その他事務・事業の見直し (今後の事務・事業の効率化又は財政支出の削減に向けた取組等)				
参考	行政機関、他法人、自治体等における類似事業	[事業名称] [実施主体] [事業規模(百万円)] [実施状況]		
	行政機関、他法人、自治体、民間等との連携・役割分担			
	諸外国における公的主体による実施状況			

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	病床転換助成事業（総務課医療費適正化対策推進室）	事業No	7
類型	助成事業等執行型（助成・給付型）		

【これまでに受けた主な指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)

【過去に大きく報道された指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
[日付]			
[内容]			

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		特定健康診査等決済代行業業（総務課医療費適正化対策推進室）			事業No	8
類型		特定事業執行型（医療・福祉・検査・審査型）				
根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）		高齢者の医療の確保に関する法律 第139条第2項	関係する通知、計画等	厚生労働省発保第0331013号 特定健康診査及び特定保健指導に係る費用の決済代行業業並びに被扶養者情報通知経由事業の実施の認可書		
実施方法		<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： ） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）				
事務・事業概要	目的 （何のために）	国民の高齢期における健康の保持及び適切な医療を確保するため、保険者において実施する特定健診、特定保健指導事業に係る費用の決済代行を実施し、もって高齢者医療制度の基盤の安定化を図ること				
	対象 （誰/何を対象に）	被用者保険の保険者				
	事務・事業内容 （手段、手法など）	被用者保険の保険者が特定健康診査及び特定保健指導の実施を委託する場合において、保険者に代わっての特定健康診査及び特定保健指導の実施に要した費用の請求の受付並びに当該費用の支払等				
	事業の期限					
事業の沿革		[いつから実施] 平成20年4月 [実施主体の変遷] 民間法人 [途中で廃止していた期間の有無] 無				
事業の効果		被用者保険の保険者が特定健康診査及び特定保健指導の実施を委託する場合において、保険者に代わって特定健康診査及び特定保健指導の実施に要した費用の請求の受付並びに当該費用の支払等を行うことにより、保険者の負担が軽減される。				
活動実績 （成果物は別紙で一覧を提出）		【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
		取扱件数	件	—	—	806,824
成果目標		特定健康診査及び特定保健指導の実施に要した費用の請求の受付並びに当該費用の支払等を的確に実施する。				
成果実績 （成果指標の目標達成状況等）		【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
		取扱件数	件	—	—	806,824
パンフレット・報告書等の作成 （件数） （名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出）		単位	H18年度	H19年度	H20年度	

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	特定健康診査等決済代行業業（総務課医療費適正化対策推進室）		事業No	8		
類型	特定事業執行型（医療・福祉・検査・審査型）					
過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物	平成20年度（決算額） 4,880百万円 806,824件					
コスト	平成22年度予算見込額		人件費			
	事業費	15,330 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事役職員数
	人件費	142 百万円		常勤職員	141,960 千円	15 人
	総計	15,472 百万円		非常勤職員	千円	人
平成19年度（決算額）		平成20年度（決算額）		平成21年度（予算額）		
これまでの予算額等（百万円）		4,880		37,305		
内訳	通信費		39		42	
	印刷製本費		5		1	
	使用料及び賃借料		1		5	
	保守料		2		45	
	委託費		56		235	
平成22年度の国からの財政支出見込額（百万円）						
	平成19年度	平成20年度	平成21年度			
再委託金額（百万円）						
再委託先（名称・件数）						
随意契約（件数/金額（同））	/	/	/			
うち厚労省〇日が在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	/	/	/			
95%以上の落札率の契約（件数/金額（同））	/	/	/			
うち厚労省〇日が在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	/	/	/			

【これまでの事業評価の評価結果及び事業評価の方法】

評価の主体	評価結果の内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎事業年度、財務諸表（財産目録、貸借対照表及び損益計算書）を作成し、これに事業報告書及び決算報告書に関する監事の意見書を添付のうえ、事業年度終了後3ヶ月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けている。 なお、厚生労働大臣申請に当たっては、理事会の議決を得ている。 また、大臣の承認後、遅滞なく財務諸表を官報に公告している。 ・ 監査法人による外部監査及び本部監事監査において、「業務処理については適正である。」旨の報告を受けている。
事業評価の方法	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎事業年度、財務諸表（財産目録、貸借対照表及び損益計算書）を作成し、これに事業報告書及び決算報告書に関する監事の意見書を添付のうえ、事業年度終了後3ヶ月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けている。 なお、厚生労働大臣申請に当たっては、理事会の議決を得ている。 また、大臣の承認後、遅滞なく財務諸表を官報に公告している。 ・ 監査法人による外部監査及び本部監事監査において、「業務処理については適正である。」旨の報告を受けている。 	

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	特定健康診査等決済代行業業（総務課医療費適正化対策推進室）	事業No	8
類型	特定事業執行型（医療・福祉・検査・審査型）		

【現在抱えている課題】

内 容

平成20年度は、実施初年度のため取扱件数が少なかったが、現在（平成21年度）においても取扱件数が伸びないこと。

事務・事業の必要性 （公共上の見地から確実に実施されることが必要な理由）		制度を実施する上で必要な機能であり、廃止することはできない。 仮に他の主体が実施するためには、法律改正、新たなシステム構築等の多大なコストが必要であり、法人の在り方全体の見直しの中で検討。
国の施策における位置付け		特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省告示第157号）第16条により、保険者が特定健康診査等の実施を委託する場合において、保険者に代わり費用の請求の受付等に係る事務を行うことができる者が定められている。
廃止	廃止の可否	否
	廃止すると生じる影響	被用者保険の保険者が特定健康診査及び特定保健指導の実施を委託する場合において、費用の請求の受付並びに当該費用の支払等を保険者が直接行うこととなり、保険者の負担が増加する。
	民間主体における実施状況	社会保険診療報酬支払基金の他、国保連（国民健康保険分）や民間企業においても実施されている。（ただし、集合契約（※）に基づき全国規模で本業務を行っているのは支払基金のみ。） ※集合契約：特定健康診査等の実施機関の集合体と被用者保険の保険者の集合体との間での集約的な委託の契約
民営化	民営化の可否	社会保険診療報酬支払基金の他、既に国保連（国民健康保険分）や民間企業においても実施されている。（ただし、集合契約に基づき全国規模で本業務を行っているのは支払基金のみ。）
	事業性の有無とその理由	有
	民営化を前提とした規制の可能性	特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成20年厚生労働省告示第179号）に定める基準を満たしていれば、民間企業でも実施することは可能
	民営化に向けた措置	〃
否	理由	
地方公共団体への移管	移管の可否	社会保険診療報酬支払基金の他、既に国保連（国民健康保険分）や民間企業においても実施されている。（ただし、集合契約に基づき全国規模で本業務を行っているのは支払基金のみ。）
	移管先	特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成20年厚生労働省告示第179号）に定める基準を満たしている者
	内容・理由	
否	理由	

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		特定健康診査等決済代行業業（総務課医療費適正化対策推進室）	事業No	8
類型		特定事業執行型（医療・福祉・検査・審査型）		
他 法 人 へ の 移 管 ・ 一 体 的 実 施	移管の可否	社会保険診療報酬支払基金の他、既に国保連（国民健康保険分）や民間企業においても実施されている。（ただし、集合契約に基づき全国規模で本業務を行っているのは支払基金のみ。）		
	可	移管先	特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成20年厚生労働省告示第179号）に定める基準を満たしている者	
		内容・理由		
	否	理由		
		一体的実施の可否	仮に他の主体（国保連）が実施するためには、法律改正、新たなシステム構築等の多大なコストが必要であり、法人の在り方全体の見直しの中で検討。	
	可	一体的に実施する法人	国保連	
		内容・理由		
否	理由			
	国 の 行 政 機 関 へ の 移 管	移管の可否	社会保険診療報酬支払基金の他、既に国民健康保険中央会（国民健康保険分）や民間企業においても実施されている。（ただし、集合契約に基づき全国規模で本業務を行っているのは支払基金のみ。）	
可		移管先	特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成20年厚生労働省告示第179号）に定める基準を満たしている者	
		内容・理由		
		徹底した効率化の内容		
否	理由			
その他事務・事業の見直し (今後の事務・事業の効率化又は財政支出の削減に向けた取組等)				
参 考	行政機関、他法人、自治体等における類似事業	[事業名称] [実施主体] [事業規模(百万円)] [実施状況]		
	行政機関、他法人、自治体、民間等との連携・役割分担			
	諸外国における公的主体による実施状況			

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	特定健康診査等決済代行業業（総務課医療費適正化対策推進室）	事業No	8
類型	特定事業執行型（医療・福祉・検査・審査型）		

【これまでに受けた主な指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)

【過去に大きく報道された指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
[日付]			
[内容]			

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		被扶養者情報通知経由事業（高齢者医療課）			事業No	9
類型		特定事業執行型（医療・福祉・検査・審査型）				
根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）		高齢者の医療の確保に関する法律 第139条第2項 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則 第116条	関係する通知、計画等	保総発第0214004号・保保発第0214003号 被用者保険の被扶養者であった者に係る情報の提供について 厚生労働省発保第0331013号 特定健康診査及び特定保健指導に係る費用の決済代行業業並びに被扶養者情報通知経由事業の実施の認可書		
実施方法		<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： ） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）				
事務・事業概要	目的 （何のために）	被用者保険の保険者が後期高齢者医療広域連合に対して行わなければならない被扶養者情報（75歳到達者）の通知業務の負担軽減を図ること及び75歳到達者に係る後期高齢者医療の被保険者資格取得の漏れを防止するため。				
	対象 （誰/何を対象に）	被用者保険の保険者及び後期高齢者医療広域連合				
	事務・事業内容 （手段、手法など）	被用者保険の保険者から提供される後期高齢者医療被保険者の被扶養者に係る情報を、一元的に処理し、該当の後期高齢者医療広域連合に対し通知する。				
	事業の期限					
事業の沿革		[いつから実施] 平成20年4月 [実施主体の変遷] 民間法人 [途中で廃止していた期間の有無] 無				
事業の効果						
活動実績 （成果物は別紙で一覧を提出）		【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
成果目標						
成果実績 （成果指標の目標達成状況等）		【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
			%			
パンフレット・報告書等の作成 （件数） （名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出）		【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	被扶養者情報通知経由事業（高齢者医療課）		事業No	9		
類型	特定事業執行型（医療・福祉・検査・審査型）					
過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物	平成20年度（予算額） 124百万円					
コスト	平成22年度予算見込額		人件費			
	事業費	49 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事役職員数
	人件費	22 百万円		常勤職員	22,263 千円	3 人
	総計	71 百万円		非常勤職員	千円	人
平成19年度（決算額）		平成20年度（決算額）		平成21年度（予算額）		
これまでの予算額等（百万円）		109	93			
内訳	通信費		3	3		
	使用料及び賃借料		1	2		
	保守料		2	15		
	委託費		44	15		
	システム償却費		17	18		
平成22年度の国からの財政支出見込額（百万円）						
	平成19年度	平成20年度	平成21年度			
再委託金額（百万円）						
再委託先（名称・件数）						
随意契約（件数/金額（同））	/	/	/			
うち厚労省〇日が在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	/	/	/			
95%以上の落札率の契約（件数/金額（同））	/	/	/			
うち厚労省〇日が在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	/	/	/			

【これまでの事業評価の評価結果及び事業評価の方法】

評価の主体	評価結果の内容
	<p>○毎事業年度終了後3ヶ月以内に、財務諸表（財産目録、貸借対照表及び損益計算書）を作成し、事業報告書及び決算報告書に関する監事の意見書を添付のうえ厚生労働大臣に提出し、承認を受けている。</p> <p>○大臣の承認後、遅滞なく財務諸表を官報に公告している。</p> <p>○監査法人による外部監査及び本部監事監査において、「業務処理については適正である。」旨の監査結果報告を受けている。</p>

事業評価の方法

--

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	被扶養者情報通知経由事業（高齢者医療課）	事業No	9
類型	特定事業執行型（医療・福祉・検査・審査型）		

【現在抱えている課題】

		内 容	
事務・事業の必要性 （公共上の見地から確実に実施されることが必要な理由）		<p>被用者保険の保険者が後期高齢者医療広域連合に対して行わなければならない被扶養者情報（75歳到達者）の通知業務の負担軽減を図ること及び75歳到達者に係る後期高齢者医療の被保険者の資格取得漏れを防止するため法令で定められた業務であり、高齢者医療制度廃止までの間は実施。</p> <p>なお、制度廃止後の新たな制度のあり方を検討するため、厚生労働大臣が主宰する「高齢者医療制度改革会議」において検討を進めており、その結果（本年末に取りまとめ予定）を踏まえて、新制度の下で本事業のあり方について検討する。</p>	
国の施策における位置付け			
廃止	廃止の可否	否	
	廃止すると生じる影響	後期高齢者医療制度については廃止することとし、廃止後の新たな制度のあり方を検討するため、厚生労働大臣が主宰する「高齢者医療制度改革会議」において検討を進めており、その結果（本年末に取りまとめ予定）を踏まえて、新制度の下で本事業のあり方について検討する。	
	民間主体における実施状況		
民営化	民営化の可否	否	
	可	事業性の有無とその理由	
		民営化を前提とした規制の可能性	
		民営化に向けた措置	
	否	理由	同上
地方公共団体への移管	移管の可否	否	
	可	移管先	
		内容・理由	
否	理由	同上	

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		被扶養者情報通知経由事業（高齢者医療課）	事業No	9	
類型		特定事業執行型（医療・福祉・検査・審査型）			
他法人への移管・一体的実施	移管の可否	否			
	可	移管先			
		内容・理由			
	否	理由	同上		
	一体的実施の可否				
	可	一体的に実施する法人			
		内容・理由			
否	理由	同上			
国の行政機関への移管	移管の可否	否			
	可	移管先			
		内容・理由			
		徹底した効率化の内容			
否	理由	同上			
その他事務・事業の見直し (今後の事務・事業の効率化又は財政支出の削減に向けた取組等)					
参考	行政機関、他法人、自治体等における類似事業	[事業名称] [実施主体] [事業規模(百万円)] [実施状況]			
	行政機関、他法人、自治体、民間等との連携・役割分担				
	諸外国における公的主体による実施状況				

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	被扶養者情報通知経由事業（高齢者医療課）	事業No	9
類型	特定事業執行型（医療・福祉・検査・審査型）		

【これまでに受けた主な指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)

【過去に大きく報道された指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		高齢者医療運営円滑化等事業（高齢者医療課）	事業No	10		
類型		特定事業執行型（医療・福祉・検査・審査型）				
根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）		高齢者の医療の確保に関する法律 第139条第2項	関係する通知、計画等	厚生労働省発保0831第4号 平成21年度高齢者医療運営円滑化等事業費の国庫補助について 厚生労働省発保第0331025号 高齢者医療運営円滑化等事業の認可書		
実施方法		■直接実施				
		□業務委託等（委託先等： ）				
		□補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ）				
		□その他（ ）				
事務・事業概要	目的（何のために）	被用者保険の保険者が負担する後期高齢者支援金等の急激な負担増を緩和するため、被用者保険の保険者に対して助成を行う				
	対象（誰/何を対象に）	被用者保険の保険者				
	事務・事業内容（手段、手法など）	○被用者保険の保険者が拠出する後期高齢者支援金等の負担増を緩和するための助成金の交付 ○被用者保険の保険者が実施する特別事業助成事業（特定保健指導等支援事業等）に対する助成金の交付				
	事業の期限	平成21年度				
事業の沿革		[いつから実施] 平成21年度 [実施主体の変遷] 民間法人 [途中で廃止していた期間の有無] 無				
事業の効果						
活動実績 (成果物は別紙で一覧を提出)		【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
成果目標						
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)		【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
			%			
パンフレット・報告書等の作成 （件数） (名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出)		単位	H18年度	H19年度	H20年度	

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	高齢者医療運営円滑化等事業（高齢者医療課）		事業No	10		
類型	特定事業執行型（医療・福祉・検査・審査型）					
過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物	平成21年度（予算額） 18,981百万円					
コスト	平成22年度予算見込額		人件費			
	事業費	百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事役職員数
	人件費	百万円		常勤職員	千円	人
	総計	百万円		非常勤職員	千円	人
平成19年度（決算額）		平成20年度（決算額）		平成21年度（予算額）		
これまでの予算額等（百万円）				18,981		
内訳	通信費				2	
	印刷製本費				1	
	保守料				4	
	委託費				3	
	旅費交通費				1	
平成22年度の国からの財政支出見込額（百万円）						
	平成19年度	平成20年度	平成21年度			
再委託	再委託金額（百万円）					
	再委託先（名称・件数）					
	随意契約（件数/金額（同））	/	/	/		
	うち厚労省〇日が在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	/	/	/		
	95%以上の落札率の契約（件数/金額（同））	/	/	/		
	うち厚労省〇日が在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	/	/	/		

【これまでの事業評価の評価結果及び事業評価の方法】

評価の主体	評価結果の内容
	<p>○毎事業年度終了後3ヶ月以内に、財務諸表（財産目録、貸借対照表及び損益計算書）を作成し、事業報告書及び決算報告書に関する監事の意見書を添付のうえ厚生労働大臣に提出し、承認を受けている。</p> <p>○大臣の承認後、遅滞なく財務諸表を官報に公告している。</p> <p>○監査法人による外部監査及び本部監事監査において、「業務処理については適正である。」旨の監査結果報告を受けている。</p>

事業評価の方法

--

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	高齢者医療運営円滑化等事業（高齢者医療課）	事業No	10
類型	特定事業執行型（医療・福祉・検査・審査型）		

【現在抱えている課題】

		内 容	
事務・事業の必要性 (公共上の見地から確実に実施されることが必要な理由)		被用者保険の保険者が負担する後期高齢者支援金等については、高齢者の医療費の増加により負担が増す一方、現下の厳しい経済情勢等による保険料収入の減少により、被用者保険の保険者の財政状況は厳しいものと見込まれることから、引き続き高齢者医療運営円滑化等事業として高齢者支援金等負担助成事業及び被用者保険運営円滑化推進事業を実施する必要がある。	
国の施策における位置付け			
廃止	廃止の可否	否	
	廃止すると生じる影響	被用者保険の保険者が負担する後期高齢者支援金等の算定において、一部総報酬割を導入したことに伴い、支援金等の負担が増している保険者数は確実に増加している。当助成は財政状況の厳しい健保組合等に対する負担軽減を目的としており、新たな制度創設までの間は、引き続き財政支援を行うことが不可欠。	
	民間主体における実施状況		
民営化	民営化の可否	否	
	可	事業性の有無とその理由	
		民営化を前提とした規制の可能性	
		民営化に向けた措置	
否	理由	平成22年度から実施主体を国に変更	
地方公共団体への移管	移管の可否	否	
	可	移管先	
		内容・理由	
否	理由	同上	

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		高齢者医療運営円滑化等事業（高齢者医療課）	事業No	10	
類型		特定事業執行型（医療・福祉・検査・審査型）			
他法人への移管・一体的実施	移管の可否	否			
	可	移管先			
		内容・理由			
	否	理由	同上		
	一体的実施の可否				
	可	一体的に実施する法人			
		内容・理由			
否	理由	同上			
国の行政機関への移管	移管の可否	可			
	可	移管先	厚生労働本省		
		内容・理由	平成22年度から実施主体を国に変更		
		徹底した効率化の内容			
否	理由				
その他事務・事業の見直し （今後の事務・事業の効率化又は財政支出の削減に向けた取組等）		平成22年度から実施主体を国とするため、社会保険診療報酬支払基金における事務費が減となる。			
参考	行政機関、他法人、自治体等における類似事業	[事業名称] [実施主体] [事業規模(百万円)] [実施状況]			
	行政機関、他法人、自治体、民間等との連携・役割分担				
	諸外国における公的主体による実施状況				

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	高齢者医療運営円滑化等事業（高齢者医療課）	事業No	10
類型	特定事業執行型（医療・福祉・検査・審査型）		

【これまでに受けた主な指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)

【過去に大きく報道された指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
[日付]			
[内容]			

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		介護保険関係業務（老健局介護保険計画課）			事業No	11
類型		特定事業執行型（共済・保険・労務提供等型）				
根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）		介護保険法第160条	関係する通知、計画等	介護保険関係業務費補助金の国庫補助について（平成18年3月31日厚生労働省発老第0331010号厚生労働事務次官通知）		
実施方法		■直接実施				
		□業務委託等（委託先等： ）				
		□補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ）				
		□その他（ ）				
事務・事業概要	目的（何のために）	介護保険法第160条に規定する介護保険関係業務の適正かつ円滑な運用				
	対象（誰/何を対象に）	医療保険の保険者及び市町村				
	事務・事業内容（手段、手法など）	保険者から納付金を徴収し、市町村に対し介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金を交付すること				
	事業の期限	なし				
事業の沿革		[いつから実施] 平成12年4月 [実施主体の変遷] 特殊法人→特別民間法人 [途中で廃止していた期間の有無] 無				
事業の効果		医療保険者から納付金を17,611億円を徴収し、市町村へ交付金18,628億円の交付を行った。（平成20年度収入済額）				
活動実績 （成果物は別紙で一覧を提出）		【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
		納付金	億円	18,850	18,621	17,611
		交付金	億円	17,004	17,865	18,628
成果目標		医療保険者からの納付金の徴収業務及び市町村への交付金の交付業務等について、法令に基づき的確に実施する。				
成果実績 （成果指標の目標達成状況等）		【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
		(H18) 3,602 (H19) 3,566 (H20) 3,529 医療保険者からの徴収	%	100	100	100
		(H18) 1,670 (H19) 1,662 (H20) 1,646 市町村への交付		100	100	100
パンフレット・報告書等の作成 （名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出）		【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
		該当なし				

事務・事業シート（概要説明書）						
事業名	介護保険関係業務（老健局介護保険計画課）				事業No	11
類型	特定事業執行型（共済・保険・労務提供等型）					
過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物	平成20年度（決算額） 2,030,171百万円					
コスト	平成22年度予算見込額		人件費			
	事業費	2,398,035 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事役職員数
	人件費	77 百万円		常勤職員	77,160 千円	14 人
	総計	2,398,112 百万円		非常勤職員	千円	人
平成19年度（決算額）		平成20年度（決算額）		平成21年度（予算額）		
これまでの予算額等（百万円）	1,937,813	2,030,171		2,314,115		
内訳	通信費	6	6	7		
	使用料及び賃借料	23	21	22		
	保守料	5	2	5		
	委託費	101	104	97		
	ソフトウェア	8	7	12		
平成22年度の国からの財政支出見込額（百万円）	233					
平成19年度		平成20年度		平成21年度		
再委託金額（百万円）	該当なし	該当なし		該当なし		
再委託先（名称・件数）						
随意契約（件数/金額（同））	/	/		/		
うち厚労省〇日が在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	/	/		/		
95%以上の落札率の契約（件数/金額（同））	/	/		/		
うち厚労省〇日が在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	/	/		/		

【これまでの事業評価の評価結果及び事業評価の方法】

評価の主体	評価結果の内容
財務諸表等	適正に処理されている旨の報告を受けている。

事業評価の方法

毎事業年度、監査法人による外部監査並びに支払基金本部監事による監査等を実施している。（国においても5年に1度事務監査を実施している。）

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	介護保険関係業務（老健局介護保険計画課）	事業No	11
類型	特定事業執行型（共済・保険・労務提供等型）		

【現在抱えている課題】

		内 容
特になし		
事務・事業の必要性 (公共上の見地から確実に実施されることが必要な理由)		本事業は、医療保険者から第2号被保険者の介護保険料を確実に徴収し、市町村へ介護給付に必要な交付金の交付を行うことであり、この事業が適切に運営されなければ、介護保険制度が機能しないため必要である。
国の施策における位置付け		介護保険財政は、公費負担50%、第1号被保険者の保険料20%、支払基金が徴収する第2号被保険者の保険料30%から構成されており、重層的に支えられている。
廃止	廃止の可否	否
	廃止すると生じる影響	医療保険と一体で徴収している現行の方法が効率的であり、わざわざ切り離して徴収する方法に変更することは非効率である。
	民間主体における実施状況	該当なし
民営化	民営化の可否	平成15年10月1日 特別民間法人化
	事業性の有無とその理由	—
	民営化を前提とした規制の可能性	—
	民営化に向けた措置	—
否	理由	—
地方公共団体への移管	移管の可否	否
	移管先	—
	内容・理由	—
否	理由	第2号被保険者の保険料は、その全国分が全国一カ所（支払基金）にプールされ、そこから介護給付に必要な額が市町村へ交付される仕組みとなっており、地方自治体個々に実施する事はできない。

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		介護保険関係業務（老健局介護保険計画課）	事業No	11
類型		特定事業執行型（共済・保険・労務提供等型）		
他 法 人 へ の 移 管 ・ 一 体 的 実 施	移管の可否	否		
	可	移管先	—	
		内容・理由	—	
	否	理由	新たなシステムの構築、事業を実施するにあたっての組織及び人員を確保するため経費が必要となり、多大な時間と費用を要する。	
	一体的実施の可否		否	
	可	一体的に実施する法人	—	
		内容・理由	—	
否	理由	類似の事業を行っている法人は存在しないため不可能。		
国 の 行 政 機 関 へ の 移 管	移管の可否	否		
	可	移管先	—	
		内容・理由	—	
		徹底した効率化の内容	—	
否	理由	医療保険と一体で徴収している現行の方法が効率的であり、わざわざ切り離して徴収する方法に変更することは非効率である。		
その他事務・事業の見直し (今後の事務・事業の効率化又は財政支出の削減に向けた取組等)		システム運用経費等において、コストと効果の分析を行った上で、今後も業務が円滑かつ適切に行われるよう引き続き効率化、支出の削減に努める。		
参 考	行政機関、他法人、自治体等における類似事業	[事業名称] 該当事業なし [実施主体] [事業規模(百万円)] [実施状況]		
	行政機関、他法人、自治体、民間等との連携・役割分担	介護保険制度は、各市町村が徴収する第1号被保険者（高齢者）の保険料、医療保険者を経由して支払基金が徴収する第2号被保険者（若年者）の保険料、国・都道府県・市町村の公費により重層的に支えられている制度である。		
	諸外国における公的主体による実施状況	ドイツも医療保険制度を司る疾病金庫が医療保険と併せて介護保険料も徴収している。		

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	介護保険関係業務（老健局介護保険計画課）	事業No	11
類型	特定事業執行型（共済・保険・労務提供等型）		

【これまでに受けた主な指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
該当なし			

【過去に大きく報道された指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
[日付] 該当なし			
[内容]			

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		老人保健関係業務（高齢者医療課）	事業No	12		
類型		特定事業執行型（医療・福祉・検査・審査型）				
根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）		老人保健法第64条	関係する通知、計画等			
実施方法		<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： ） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）				
事務・事業概要	目的（何のために）	健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第38条においてなおその効力を有することとされた老人保健法第64条に規定する老人保健関係業務の適正かつ円滑な実施				
	対象（誰/何を対象に）	医療保険の保険者及び市町村				
	事務・事業内容（手段、手法など）	<input type="checkbox"/> 保険者からの拠出金の徴収 <input type="checkbox"/> 市町村に対する老人医療給付費交付金の交付				
	事業の期限	平成20年3月診療分で制度は終了しており、経過措置に係る業務のみ継続。				
事業の沿革		[いつから実施] 昭和58年4月 [実施主体の変遷] 特殊法人→民間法人 [途中で廃止していた期間の有無] 無				
事業の効果						
活動実績 (成果物は別紙で一覧を提出)		【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
成果目標						
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)		【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
			%			
パンフレット・報告書等の作成 (件数) (名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出)		単位	H18年度	H19年度	H20年度	

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	老人保健関係業務（高齢者医療課）		事業No	12		
類型	特定事業執行型（医療・福祉・検査・審査型）					
過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物	平成14年度（予算額） 9,536,946百万円 ※平成21年度（予算額） 306,953百万円					
コスト	平成22年度予算見込額		人件費			
	事業費	80,217 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事役職員数
	人件費	113 百万円		常勤職員	112,786 千円	11 人
	総計	80,330 百万円		非常勤職員	千円	人
平成19年度（決算額）		平成20年度（決算額）		平成21年度（予算額）		
これまでの予算額等（百万円）	6,020,889	812,421	306,691			
内訳	通信費	37	18	15		
	印刷製本費	23	5	3		
	使用料及び賃借料	52	12	12		
	保守料	34	17	22		
	委託費	393	241	183		
平成22年度の国からの財政支出見込額（百万円）	—					
平成19年度		平成20年度		平成21年度		
再委託	再委託金額（百万円）					
	再委託先（名称・件数）					
	随意契約（件数/金額（同））	/	/	/		
	うち厚労省〇日が在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	/	/	/		
	95%以上の落札率の契約（件数/金額（同））	/	/	/		
	うち厚労省〇日が在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	/	/	/		

【これまでの事業評価の評価結果及び事業評価の方法】

評価の主体	評価結果の内容
	<p>○毎事業年度終了後3ヶ月以内に、財務諸表（財産目録、貸借対照表及び損益計算書）を作成し、事業報告書及び決算報告書に関する監事の意見書を添付のうえ厚生労働大臣に提出し、承認を受けている。</p> <p>○大臣の承認後、遅滞なく財務諸表を官報に公告している。</p> <p>○監査法人による外部監査及び本部監事監査において、「業務処理については適正である。」旨の監査結果報告を受けている。</p>

事業評価の方法

--

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	老人保健関係業務（高齢者医療課）	事業No	12
類型	特定事業執行型（医療・福祉・検査・審査型）		

【現在抱えている課題】

		内 容
事務・事業の必要性 （公共上の見地から確実に実施されることが必要な理由）		老人保健制度から高齢者医療制度に移行したことに伴う経過措置により実施している業務。 （今後廃止されることとなる業務について、他の主体に業務を移管することは、法律改正、新たなシステム構築等が必要になることを考えると困難。）
国の施策における位置付け		
廃止	廃止の可否	可
	廃止すると生じる影響	後期高齢者医療制度については廃止することとし、廃止後の新たな制度のあり方を検討するため、厚生労働大臣が主宰する「高齢者医療制度改革会議」において検討を進めており、その結果（本年末に取りまとめ予定）を踏まえて、本事業の終了時期を検討する。
	民間主体における実施状況	
民営化	民営化の可否	否
	事業性の有無とその理由	
	民営化を前提とした規制の可能性	
	民営化に向けた措置	
理由	今後廃止されることとなる業務について、他の主体に業務を移管することは、法律改正、システムの新たな構築等が必要になることを考えると困難。	
地方公共団体への移管	移管の可否	
	移管先	
	内容・理由	
理由		

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		老人保健関係業務（高齢者医療課）	事業No	12
類型		特定事業執行型（医療・福祉・検査・審査型）		
他法人への移管・一体的実施	移管の可否			
	可	移管先		
		内容・理由		
	否	理由		
		一体的実施の可否		
	可	一体的に実施する法人		
		内容・理由		
否	理由			
国の行政機関への移管	移管の可否			
	可	移管先		
		内容・理由		
		徹底した効率化の内容		
	否	理由		
その他事務・事業の見直し (今後の事務・事業の効率化又は財政支出の削減に向けた取組等)				
参考	行政機関、他法人、自治体等における類似事業		[事業名称] [実施主体] [事業規模(百万円)] [実施状況]	
	行政機関、他法人、自治体、民間等との連携・役割分担			
	諸外国における公的主体による実施状況			

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	老人保健関係業務（高齢者医療課）	事業No	12
類型	特定事業執行型（医療・福祉・検査・審査型）		

【これまでに受けた主な指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)

【過去に大きく報道された指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
[日付] [内容]			

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		退職者医療関係業務（国民健康保険課）			事業No	13
類型						
根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）		国民健康保険法附則第17条 国民健康保険法附則第6条	関係する通知、計画等			
実施方法		<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： ） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）				
事務・事業概要	目的 （何のために）	国民健康保険法附則第17条に規定する退職者医療関係業務の適正かつ円滑な運用				
	対象 （誰/何を対象に）	被用者保険の保険者及び市町村				
	事務・事業内容 （手段、手法など）	被用者保険の保険者から拠出金を徴収し、退職被保険者等の所属する市町村に対し療養給付費等交付金を交付すること				
	事業の期限	平成20年4月の後期高齢者医療制度発足に伴い、平成26年度までに退職被保険者となる者が65歳に達するまでの間（最長で33年度まで）の経過措置となっている。（国民健康保険法附則第6条）				
事業の沿革		[いつから実施] 昭和59年10月 [実施主体の変遷] 特殊法人→民間法人 [途中で廃止していた期間の有無] 無				
事業の効果		法律に基づく医療保険制度間の財政調整（現在6千億円の拠出金の徴収及び交付金の交付）が円滑に運用されている。（医療保険者数：約3千）				
活動実績 （成果物は別紙で一覧を提出）		【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
成果目標						
成果実績 （成果指標の目標達成状況等）		【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
			%			
パンフレット・報告書等の作成 （件数） （名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出）		単位	H18年度	H19年度	H20年度	

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		退職者医療関係業務（国民健康保険課）		事業No	13	
類型						
過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物		平成19年度（決算額） 2,982,153百万円				
コスト	平成22年度予算見込額		人件費			
	事業費	635,441 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事役職員数
	人件費	325 百万円		常勤職員	324,981 千円	23 人
	総計	635,766 百万円		非常勤職員	千円	人
		平成19年度（決算額）	平成20年度（決算額）	平成21年度（予算額）		
これまでの予算額等（百万円）		2,982,153	1,178,533	890,237		
内訳	通信費	18	15	9		
	旅費交通費	4	5	7		
	使用料及び賃借料	21	25	18		
	保守料	17	17	19		
	委託費	155	136	152		
平成22年度の国からの財政支出見込額（百万円）		-				
		平成19年度	平成20年度	平成21年度		
再委託	再委託金額（百万円）					
	再委託先（名称・件数）					
	随意契約（件数/金額（同））	/	/	/		
	うち厚労省〇日が在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	/	/	/		
	95%以上の落札率の契約（件数/金額（同））	/	/	/		
	うち厚労省〇日が在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	/	/	/		

【これまでの事業評価の評価結果及び事業評価の方法】

評価の主体	評価結果の内容
事業評価の方法	

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	退職者医療関係業務（国民健康保険課）	事業No	13
類型			

【現在抱えている課題】

		内 容	
事務・事業の必要性 (公共上の見地から確実に実施されることが必要な理由)		法律に基づき医療保険制度間の財政調整を行うものであるため (拠出金の徴収及び交付金の交付)	
国の施策における位置付け		各医療保険者の報告に基づく拠出金及び交付金額の決定、徴収及び交付事務及び精算等、退職者医療制度の円滑な運用のために必要な事務を担っている。	
廃止	廃止の可否	否	
	廃止すると生じる影響	法律に基づく医療保険制度間の財政調整（拠出金の徴収及び交付金の交付）ができなくなる。	
	民間主体における実施状況		
民営化	民営化の可否	否	
	可	事業性の有無とその理由	
		民営化を前提とした規制の可能性	
		民営化に向けた措置	
否	理由	拠出金の徴収・交付金の交付及びそれに付随するやりとりを、約3千の医療保険者と毎月行う必要があることから、当該事業を民間主体が行う場合、新たにシステムの構築等のための投資を行う必要がある。 退職者医療制度は、最長33年度で終了する制度であり、また、現在、医療保険制度全体の見直しを検討する中で、今後の退職者医療制度の取扱いについても未定である。	
地方公共団体への移管	移管の可否	否	
	可	移管先	
		内容・理由	
	否	理由	財政調整を受ける医療保険者自身であるため、適当でない。

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		退職者医療関係業務（国民健康保険課）	事業No	13
類型				
他法人への移管・一体的実施	移管の可否	否		
	可	移管先		
		内容・理由		
	否	理由	関連ある事務・事業を行う適当な独立行政法人等はなし	
	一体的実施の可否			
	可	一体的に実施する法人		
		内容・理由		
否	理由	類似する事務・事業を行う適当な独立行政法人等はなし		
国の行政機関への移管	移管の可否	否		
	可	移管先		
		内容・理由		
		徹底した効率化の内容		
	否	理由	退職者医療制度は今後完全に廃止となる制度であり、新たな人員の確保や、膨大な時間と費用をかけて新たなシステムの構築を行うことは、適当でない。	
その他事務・事業の見直し (今後の事務・事業の効率化又は財政支出の削減に向けた取組等)				
参考	行政機関、他法人、自治体等における類似事業	[事業名称] [実施主体] [事業規模(百万円)] [実施状況]		
	行政機関、他法人、自治体、民間等との連携・役割分担			
	諸外国における公的主体による実施状況			

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	退職者医療関係業務（国民健康保険課）	事業No	13
類型			

【これまでに受けた主な指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)

【過去に大きく報道された指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
[日付]			
[内容]			